

パブリック・コメント時の命令等の案と制定する命令等の案の差異について

令和7年6月27日
内閣府公益法人行政担当室

令和7年4月16日から5月15日にかけて実施した「『公益信託に関する法律施行令（案）』等に対する意見募集について」に関して、御提出いただいた御意見を受けて、意見募集対象法令のうち以下の法令について内容に関わる変更を行いましたので、行政手続法（平成5年法律第88号）第43条第1項の規定に基づき公示します。

なお、意見募集対象法令については、以下の修正以外に文言等を形式的に修正した箇所がございますので、その旨申し添えます。

記

対象法令：公益信託に関する法律施行規則

修正後	パブコメ版
第二条 略 2 法第七条第三項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一・二 (略) 三 次のイ又はロに掲げる受託者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める受託者の固有財産に属する財産及び収入の状況を明らかにする書類 イ (略) ロ イに掲げる受託者以外の者 当該受託者の財産及び収入の状況を明らかにする調書	第二条 略 2 法第七条第三項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一・二 (略) 三 次のイ又はロに掲げる受託者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める受託者の固有財産に属する財産及び収入の状況を明らかにする書類 イ (略) ロ イに掲げる受託者以外の者 <u>様式第二号により作成した</u> 当該受託者の財産及び収入の状況を明らかにする調書

【修正理由】

パブリック・コメントにおいて、公益信託に関する法律施行規則案第2条第2項第3号ロの「様式第二号」について詳細な記載を求め過ぎではないかという御意見があったことから、当該様式は内閣府令で定めず（様式から削除）、今後制定予定の公益信託ガイドラインにおいて明らかにすることとしたため。なお、当該修正に伴い、施行規則案で様式第二号以降であった様式については、号番号を繰り上げている。